



10月の主な税務スケジュール

- ・ 8月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 2月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）
- ・ 消費税2・5・11月決算法人の3月ごとの中間申告及び3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・ 個人住民税第3期分の納付

今号の目次

- ・ 消費者からみた「ポイント還元事業」について
- ・ 最低賃金が上がります！
- ・ 目黒のさんま祭り2019
- ・ 職員リレーコラム 投資損失の繰越・更正の請求



写真：目黒雅叙園（ながせ）

令和元年分 所得税確定申告・年末調整のお知らせ

例年10月に入りますと、順次「保険料の控除証明書」などが郵送で届き始めます。所得税確定申告又は年末調整で使用しますので、紛失なきよう、保管をお願いいたします。

また、年末調整に当たっては、平成31年1月以降入社された方のマイナンバーや前職分源泉徴収票の収集・給与ソフトへの入力漏れがないよう、今のうちにご確認ください。



消費者からみた「ポイント還元事業」について

10月1日からの消費税増税により消費者の行動がより慎重になることが予想される中、政府は中小店舗の支援とキャッシュレス化の推進を図るため「ポイント還元事業」（以下、本事業）をスタートさせます。消費者は、本事業に登録加盟した店舗で対象キャッシュレス手段を利用して買い物をした場合、令和2年6月までの期間限定で5%若しくは2%のポイント還元を受けることができます。今回は本事業の下でも「オトク」に立ち回れる消費者を目指し、書かせて頂ければと思います。

《対象となる消費者の取引》

◆◆◆ 主なキャッシュレス手段 ◆◆◆

<p>電子マネー/プリペイドカード</p> <p>様々な会社が独自に発行している電子的なお金で、主にスーパー、コンビニ、改札機でタッチしてお金を払える。カードタイプのほかに、携帯電話やスマートフォンで使えるタイプがある。</p>	<p>デビットカード</p> <p>お買い物や食事代のお支払いで提示すると、代金が銀行の口座から即時に引き落とされるカードのこと。</p>
<p>クレジットカード</p> <p>お店等での買い物に使うと、その場で現金を支払うことなく商品やサービスを受け取ることができ、後でお金の請求が来る(後払い)カードのこと。代金の請求は一括で支払うか、分割払いやボーナス払い等がある。</p>	<p>スマートフォン</p> <p>スマートフォンに、クレジットカード、電子マネー、銀行口座等を登録し、お店等でお金を払うときに使える。例えば、スマートフォンをタッチする、あるいはバーコードやQRコードを使って支払うことができる。</p>

消費税がかからない医療費や住宅家賃は対象外となりますが、電子マネー、クレジットカード、デビットカード、QRコード決済などのキャッシュレス決済を登録加盟店にて利用するほぼ全ての取引が対象となります。

(参照：経済産業省)

ポイント還元されない！？落とし穴

店舗は各決済事業者と契約して初めて本事業の加盟店舗となるため、キャッシュレス決済で支払ってもポイント還元対象外となってしまう場合があります。必ず店頭に掲げられた登録加盟店を示すポスターやステッカーを確認してから買い物を楽しみましょう。(吉野家・ケンタッキーは全店舗不参加を表明しています)



ポイント還元されない！？落とし穴

すでに持っているキャッシュレス決済が行えても本事業の還元対象外となる恐れもあります。具体的には、日頃利用される「Suica」です。JR東日本が行うJREPOINTに登録済みの「Suica」でなければ対象となりませんのでご注意ください。(「PASMO」も同様な登録が必要です)

爆買い注意！？月額還元上限アリ

概ねクレジットカードは還元月額上限が1.5万円とお考え下さい。

機会が多い！？大手コンビニでの対応

ポイントで消費者に還元されることが原則ですが、コンビニでは会計時に2%のポイントが即時割引される予定です。例 買い物 500円(税込) 会計時 490円(税込)

本事業開始後もご自身の生活にあった、「オトク」で最適な使い方を考える必要があります。

(いかわ)

最低賃金が上がります！

最低賃金とは簡単に言うと、法律で支払いを義務づけられた最低限の時給です。

各都道府県に1つずつ、全部で47件の地域別最低賃金が定められています。特定の産業につき特定最低賃金も定められていますが、東京都と神奈川県は地域別最低賃金のほうが高いため、地域別最低賃金が採用されます。

毎年10月に最低賃金は改定され、今年も新しい最低賃金がスタートしました。関東地方の地域別最低賃金と引き上げ額は表のとおり。

私が大学生の頃は、バイトの時給が750円で喜んでいたのですが、もうそんな時代ではないようです…。

昨今の働き方改革により、全国加重平均が1,000円になることを目指して、年率3%の割合で引き上げていくとのことで、今回の改定の結果、全国加重平均は874円から901円になりました。

アルバイトやパートの従業員を多用する企業では、最低賃金の引き上げが損益に大きく影響することもあります。

【令和元年度地域別最低賃金】

地域	時間額	引き上げ額
東京	1,013円	28円
神奈川	1,011円	28円
千葉	923円	28円
埼玉	926円	28円
茨城	849円	27円
栃木	853円	27円
群馬	835円	26円

(引用：厚生労働省プレスリリース)

【東京都の過去の改正状況】

年度	時間額	引き上げ額
平成21年度	791円	25円
平成22年度	821円	30円
平成23年度	837円	16円
平成24年度	850円	13円
平成25年度	869円	19円
平成26年度	888円	19円
平成27年度	907円	19円
平成28年度	932円	25円
平成29年度	958円	26円
平成30年度	985円	27円
令和1年度	1,013円	28円

(引用：東京労働局プレスリリース)

従業員に適正な給与を支給して、会社は適正な利益を上げて存続する。そのために経営計画を策定し、毎月、予算と実績を比較していくことがますます重要になってきます。

経営計画の策定や見直しは弊社担当者がご一緒に考えて参りますので、お声がけください。

(みやた)



目黒のさんま祭り 2019



今年も目黒のさんま祭りが開催されました。岩手県宮古漁港から直送され、会場で焼かれる炭焼きさんまの無料配布と、落語・漫談・漫才などの寄席「目黒のさんま寄席」が有名です。

毎年、この炭焼きさんまに長蛇の列ができ3～5時間並ぶという人気で、企画運営されている目黒駅前商店街振興組合の皆様は、交通整理や熱中症対策の呼びかけ等、心を砕かれています。今年は台風が接近する中、炭焼きさんまの配布開始が午前10時の予定だったところ、9時前から配布されました！この変更を知らせるアナウンスが流れると、行列の中から自然と拍手が沸いたとのこと。実際に並んでさんまをゲットした職員からは、『今年は全国的な不漁により冷凍したさんまの提供となりましたが、保存状態が良く炭火焼きの為、例年と変わらない脂の乗りで美味しかったです。』との感想が寄せられました。

毎年規模が大きくなっていき大変と思いますが、さんま祭りをずっと応援します！！

(実際にさんまを食べた職員：ながせ)

職員リレーコラム 投資損失の繰越・更正の請求

上場株式、FX（外国為替証拠金取引）、仮想通貨はどれも投資手段の一つとして語られますが、税制の取扱い異なります。特に損失が出た場合には注意が必要です。

「今年は投資結果がプラスとなったから税金がたくさんかっちゃう・・・」

「そういえば去年はマイナスだったから今年のプラスと相殺できないだろうか!？」

投資を始めた方は、上記のような疑問を抱く方も多いのではないのでしょうか。

損失の繰越が認められているのは、右の表のとおり、一定の投資のみとなります。

また、前年に投資のマイナスについて確定申告していなかった場合でも、後から確定申告書（又は更正の請求書）を提出して損失の繰越しができることもあります。

投資手段	損失の繰越
上場株式 (特定口座・一般口座)	○
上場株式 (NISA口座)	×
FX (外国為替証拠金取引)	○
仮想通貨	×

今年は投資で利益が出たけど去年は損していた！という方、税制の取扱いについては確定申告期限前にぜひともご相談ください。

(みやがわ)